

# 高等学校等入学準備金制度についてのご案内

本市では、子どもが等しく教育を受ける機会を確保できるよう、経済的な困難を抱えるご家庭を対象に、高等学校等への入学に要する費用の一部を支援する「高等学校等入学準備金制度」を実施しております。

当該準備金の支給にあたりましては、本市のまちづくりを応援する個人又は団体から頂いた寄附金を活用しております。

## 1. 申請できる方

- 令和8年3月1日時点で恵庭市民である方。
- 今年度市内の中学校を卒業し、令和8年度に高等学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校、公共職業能力開発施設等へ入学が決定している生徒の保護者である方。
- 入学準備金の支給を必要とする経済的理由がある方（恵庭市就学援助制度の準要保護の認定の要件を満たしている方）。

※基本的に今年度、就学援助（準要保護）の認定を受けている方が対象となります。認定を受けていない方からの申請も受付しておりますが、世帯の経済状況を踏まえて審査を行い、準要保護認定相当と認められた場合に限り支給対象となります。

※生活保護を受給されている方については、生活保護費にて入学準備に係る費用が支給されるため、支給対象外です。

## 2. 支給金額 入学する生徒1人につき50,000円

## 3. 提出書類 「恵庭市高等学校等入学準備金支給申請書」

## 4. 提出期限 令和8年2月6日（金）

## 5. 提出先 在籍中学校



## 6. 申請書記載時の留意点

- 申請書裏面に記入例を記載しておりますのでご参照ください。
- 令和7年度に就学援助（準要保護）の認定を受けている方は、申請書の振込先への記入は不要です。就学援助申請時の口座に支給いたします。新たに申請する方は、振込先の記入をお願いします。

## 7. 支給時期

3月中に支給または不支給の決定通知をご家庭に送付の上、支給いたします。

お問い合わせ先

恵庭市教育委員会 教育総務課

Tel : 0123-33-3131（内線 1613）